

1 兵庫県内のスクールバス運行状況について

兵庫県内でスクールバスを導入している自治体のうち、運行台数や利用人数等の運行実態を考慮し、以下の教育委員会に対して、各市町のスクールバスの運行状況に関するアンケートを実施した。

■アンケート実施自治体(五十音順)

- 朝来市教育委員会
- 淡路市教育委員会
- 市川町教育委員会
- 加古川市教育委員会
- 加東市教育委員会
- 宍粟市教育委員会
- 丹波篠山市教育委員会
- 丹波市教育委員会
- 豊岡市教育委員会
- 三木市教育委員会

2 アンケート実施期間

令和6年11月7日(木)～令和6年11月29日(金)

3 アンケート項目

アンケートでの質問項目は以下のとおり。

質問番号	質問項目
1	登校日の早朝や帰宅時に警報が発令された際、バスは運行されていますか。
2	乗車中に児童が体調不良になった際、学校や保護者への連絡はどのようにされていますか。
3	当日、児童の急な欠席や遅刻に対して、どのように対応されていますか。
4	バスの運転手は、どのような方(年齢層等)がされていますか。 また、運転手は運転免許以外の資格を何か条件にされていますでしょうか。
5	児童が早退する場合、どのように対応されていますか。
6	下校時のバスは、何便で運行されていますか。
7	学校行事等で運行時刻が通常と異なる場合、ダイヤ等の調整はどのようにされていますか。
8	乗車時のルールやマナーについて、児童にどのように指導されていますか。
9	添乗員は乗車されていますか。
10	特別支援学級籍の児童の乗車について、どのように支援されていますか。
11	児童が乗車したかどうかの確認方法は、どのようにされていますか。
12	夏休み等で児童が持ち運ぶ荷物が多い場合、どのように対応されていますか。
13	地域の見守りやPTAの交通当番等、スクールバス運行後も何か活用はされていますか。
14	児童の送迎後、昼間のバスを何か活用はされていますか。

アンケート結果

市町 質問項目	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
【1】 警報発令時	7時時点で、 運休	7時時点で、 児童は自宅 待機 10時までに 解除の場合 はバス運行 10時までに 解除されな い場合は休 校、バス運休	警報発令時 バス運休 帰宅時に警 報が発令さ れた場合、保 護者引渡し バス運行は 休止	警報発令時 バス運休	6:30時点で 運行休止 下校時は引 き渡しのため バスは運行 休止	登校時は、自 宅待機で運 行中止 (下校時) 運行する場 合と運行を 中止して保 護者への引 渡しを行う場 合がある 積雪等安全 を確保でき ない場合、休 校	7時時点で、 運休 7時以降は、 学校長が危 険と判断し た場合運休 既に乗車児 童がいる場 合は学校ま で運行 下校時出発 1時間前ま でに警報解 除の場合と、 児童が安全 に帰宅でき ると判断した 場合は、バス 運行	運行休止 登校後に発 令の場合は、 引き渡しか 通常下校か 天候を見て 学校が判断	7時時点で、 運行休止 (登校後) 保護者への 児童引き渡 しバスは運 行休止	登校便は休 校決定時で 学校から保 護者と運行 委託業者へ その旨を連 絡運行休止 下校便は、児 童を早退さ せるのに、臨 時便運行は なし
【2】 児童の体調不 良時	運転手が児 童の状況を 学校へ報告 学校から保 護者へ連絡	運転手が児 童の状況を 学校へ報告 学校から保 護者へ連絡	運転手から 学校に連絡 学校から保 護者へ連絡	バス到着後 に運転手が 児童の状況 を学校へ直 接報告	バス運転手 →営業所→ 学校連絡 その後学校 から保護者 へ連絡	乗務員→委 託会社→学 校に連絡 乗車前なら 家族に連絡 引渡し	症状を確認 し、運転手が 学校に報告 学校から保 護者へ連絡	運転手が学 校へ連絡	乗降場所へ 発着した後 運転手が学 校へ連絡	特に詳細な 取り決めはし ていない 状況にもよる が一般的に 対応

【3】 児童の急な欠席や遅刻時	保護者が学校と通学班の班長に連絡し班長が運転手に伝えてる学校連絡しない学校の2通り	乗降場所で発車時刻に児童がいないうち、待たずに発車遅刻児童は保護者が学校へ送る	バスは時刻表通り運行遅刻は保護者の責任において送迎欠席は登校班長に連絡し、乗車時に運転手に伝える	乗降場所で保護者や同じ乗車場所の児童が運転手へ直接報告遅刻の場合は保護者が送る	保護者による送迎指定時刻に乗降場所に児童がいなかった場合、バスは出発	欠席連絡はバス運転手に報告なし遅刻の場合時刻通りに発車間に合わない場合は保護者対応降車時に年長児童が確認	時刻表の出発時刻出発欠席の場合、委託先の運行会社に連絡	特になし	運転手が名簿にチェックをつけ乗車確認発着時刻になり発着場周辺に児童がいなければ出発	特になし
【4】 バス運転手の年齢層や条件等	運行事業者と委託契約	委託	バスの運行は事業者へ委託運転手の年齢層や資格条件は把握せず	委託運転手の採用基準は委託会社の規定に基づく	バス会社に委託年齢層等は不明委託の際にも特に条件はなし	バス業者に委託年齢層にバラつきがあるが、委託先の運転手は50代が多い運転手の雇用は、学校から近い地元雇用を優先	運行は全て委託運転手の採用も委託先に一任バス運転経験者や二種免許所持を条件年齢は60～70歳が多い	すべての路線を外部委託	運行業務を委託している	年齢層の詳細不明運動資格、中型第二種運転免許、大型第二種運転免許の取得者と、大臣認定講習を修了している者
【5】 児童の早退時	学校から保護者に連絡し、迎えに来てもらう学校から運転手に連絡	学校から保護者へ連絡し、迎えに来てもらう	早退する場合は、保護者に迎えを依頼	学校から保護者に連絡し、迎えに来てもらう	学校から保護者に連絡し、迎えに来てもらう	早退する場合は保護者送迎下校時乗降場所で年長児童が把握	特段の対応はなしバス運行が不要場合、委託先に連絡	学校から連絡し、保護者に迎えを依頼	下校の際、地区ごとに整列させるので担任から連絡	児童生徒を早退させるのに、臨時便を運行させることは基本的にない

【6】 下校時の運行回数	1～3便	2便	計6台運行 下校時間割に合わせて2便または4便で運行 一斉下校は2便運行	学校の時間割にあわせて1便か2便で運行	子どもの下校時刻に合わせてバスを運行しており、2～3便運行	2便	1便のみ、最大6便運行の学校 統合は台数が多い 特定の曜日や方向により1台のバスを2便で運行	2便	11便	月火木金 2便 水 1便
【7】 学校行事等通常と異なるダイヤの調整	行事等を踏まえた運行予定表を学校が作成し、バスの運行事業者と打ち合わせ	月に1回、行事等の運行予定表を学校が作成し、バスの運行事業者と打ち合わせ	通常とは異なる場合は時刻表を作成し運行	年度当初、年間スケジュールを作成し、バスの運行事業者へ連絡 月に1回、運行予定表を学校が作成し、バスの運行事業者へ連絡	毎月、運行予定表を学校が作成し、バスの運行事業者へ送付 変更がある場合、学校が運行事業者に連絡し、変更対応	毎月計画表を委託先のバス業者に提出し調整	行事等を踏まえた運行予定表を各学校が毎月作成し、委託先に送付 バス運行ができない場合、バス会社と協議調整	各校が月次予定表を作成 運行計画は前月末までに決定し、バス運行業者へ送付	学校が保護者へ連絡ツールから連絡	基本的に学校が運行委託業者に連絡・調整
【8】 乗車ルールやマナーの指導	日常は担任や担当者から指導 定期的に担当者がスクールバスに同乗し指導	担任の説明乗車時のルールを児童・保護者へ周知 新入生には入学説明会で配布	「スクールバスの約束」を作成して児童指導 指導が必要な事案発生場合、全校集会で指導	バス担当の先生から説明・指導 乗車時の約束等のお便りを配布	地区児童会で地区担当から指導 学期に一度乗車指導 下校時付き添いの職員から指導	「利用のきまり」を周知 年度当初は職員添乗 地区児童会で指導 違反児童は個別指導	バス利用申込み時に送付する案内文書で周知 乗車マナーによっては利用を断る旨も記載	地区児童会で担当教員から指導 上級生がルールやマナーを守らせる伝統がある	乗降の際の注意事項を保護者向けに案内し指導	学校が児童へ指導

【9】 添乗員の有無	乗車なし	乗車なし	乗車なし	特に配慮が必要な児童が乗車する便のみ乗車	乗車なし	乗車なし	原則添乗員は同乗なし 幼稚園の通園バスを兼ねる場合、添乗員が同乗	要支援者が乗車する場合のみ乗車	乗車なし	乗車なし
【10】 特別支援学級児童の乗車支援	学校と保護者が相談して個別対応	学校と保護者が相談して個別対応	児童の特性に合わせて保護者判断 ほとんどは保護者送迎 校外学習等は、教員が同乗するため特別支援学級の児童も乗車	添乗員を雇用し、同乗	特になし 乗車が難しい場合は、保護者の送迎	座席の配慮をしている 学校乗降場所乗降時は保護者や介助員の支援 バス内では同じ地区の上級生が必要に応じて支援	特段の定めはない 要望がある場合、添乗員や学級担任が同乗するケースあり	乗車が困難な場合は、原則、保護者送迎 (タクシー送迎も検討) 乗車可能な場合は、必要に応じて添乗員が支援	支援はしていない	保護者に事情を説明し、必要に応じて、事前にバスに乗車体験などで、関係者と連携
【11】 児童の乗降確認方法	名簿によりスクールバスの運転手が確認・チェック 下車後に学校事務に電話連絡	名簿で運転手が確認	各乗車場所の登校班長が乗車人数を運転手に伝える	特になし	特になし 保護者に任せている 下校時は、学校が確認	年度当初に座席を決定 リーダーが人数を確認し、運転手に報告 登校時は地域の見守り活動 下校時は、乗降場所で教師が確認	ダイヤで乗降場所毎の乗車有無を確認	運転手が目視で確認	運転手が名簿にチェックして確認	特になし

【12】 児童の荷物が 多い場合の 対応	空いている 座席を使用 したり、児童 が分けて持 ち帰ったり、 保護者が持 ち帰る	荷物棚やそ の他スペー スを活用	足元やひざ 上に荷物を 置いている	足元に置い ている	特になし 乗車人員が 少ないため、スペース には余裕が ある	荷物は膝の 上というル ール荷物が 多い日も各 自の責任 工作等は保 護者対応	特になし	特になし	特になし	特になし
【13】 スクールバス 運行後の見 守りや交通当 番の活用	特になし	特になし	各乗降場所 や通学路上 での見守り 活動	集合場所ま での送迎見 守り活動	バス運行エ リアは、特に なし 徒歩エリア には、ボラン ティアスタッ フによる地 域の見守り 活動	月に1度登 校時に乗車 統合当初は 乗降場所の 指導を保護 者が自主的 に実施 地域ボラン ティア、PTA の交通当番 の見守り活 動	明確な取り 決めはなし	特になし	見守りのお 願いはしてい るが強制は していない	乗降場所が 幹線道路沿 いの場合な ど、学校と保 護者が協議 し必要に応 じて、引き続 き安全が確 保できるよう 努めている
【14】 昼間のバスの 活用	校外学習等 の送迎	特になし	校外学習や 近隣校の交 流事業にお ける移動に 活用	学校ごとに 回数を決め 部活動・校 外行事に利 用	特になし 運行委託よ り、バスは町 の所有では ない	校外活動で 活用 運行に支障 がない範囲 で他の学校 が校外行事 等で利用	支障のない 時間帯で市 内の運行に 限り、校外 学習や園外 保育での利 用を許可	学校が校外 学習の移動 手段として 予制利用	見学等にバ スを活用	特になし